

平成22年3月31日現在

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2007～2009

課題番号：19720158

研究課題名 (和文) 近世蝦夷地における場所請負証文の基礎的研究

研究課題名 (英文) A Study of “*Basyo-ukeoi-syohmon*” ≪場所請負証文≫ in early modern “*Ezochi*” ≪蝦夷地≫ area

研究代表者

谷本 晃久 (TANIMOTO AKIHISA)

北海道大学・大学院文学研究科・准教授

研究者番号：20306525

研究成果の概要 (和文)：近世蝦夷地の在地社会構造を大きく規定する場所請負制度の根拠文書である場所請負証文の悉皆的な所在調査を試み、併行して画像によるその収集を行い、請負条項の分析を実施した。その過程で、条項の変化が在地社会構造の変容を規定していることを確認した。また、アイヌ社会と和人社会とが併存するかたちで成立する当該社会の特質につき、社会構造ならびに経済構造の観点から分析する視座を得ることが叶った。

研究成果の概要 (英文)：Analyses the “*Basyo-ukeoi-syohmon*” ≪場所請負証文≫, I procure the structural individuality of *Ezochi* ≪蝦夷地≫area as a community that include the aboriginal Ainu peoples and the Japanese immigrant .

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,400,000	0	1,400,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,000,000	480,000	3,480,000

研究分野：日本近世史

科研費の分科・細目：人文学・日本史

キーワード：近世, 蝦夷地, 場所請負証文, 和人, アイヌ

1. 研究開始当初の背景

松前藩（幕領期は幕府）が商人に発給した蝦夷地での交易・経営独占権を特許する内容を含む場所請負証文が、18世紀以降における蝦夷地の在地社会構造を決定的に規定した場所請負制度の根拠文書であることは広く知られていた。しかし従来、史料学的研究に乏しく、在地社会への影響を主題に据えた考察も少なかった。当該研究の視点を据えることにより、60を超える「場所」により構成さ

れた近世蝦夷地の在地社会の地域差や時代差につき、社会・経済構造的に明らかにされることが期待された。

このことを研究史の文脈から捉えると、以下のようなになる。すなわち、日本近世史研究の分野にあって蝦夷地を対象とした研究は、毎年特集される『史学雑誌』誌の「回顧と展望」号に象徴されるように、対外関係史もしくは経済史の分野に位置づけられてきた経緯がある。無論、“アイヌ史”に視座を置いた研

究も近年少なくないが、アイヌ社会と和人社会との併存を前提として形成された近世蝦夷地の「場所」という空間にあって、アイヌ社会のみを析出し叙述される地域像は、一面的なものとならざるを得ない。本研究は、日本近世史研究が戦後獲得した、一村レベルの文書群を精緻に分析し、その社会構造を叙述することを前提とした立論が最低限求められる、という貴重な常識を応用することにより、近世蝦夷地の在地社会構造を「場所」レベルで精緻に検討する前提を構築することを目的とする立場に立った。つまり、日本近世村落研究と同レベルの精緻な分析姿勢・手法を、近世蝦夷地在地社会研究に応用する、という特色を持つ、ということ意識したのである。

こうした特色は、研究代表者のまったくの独創にかかるわけではなく、高倉新一郎、長谷川伸三、佐々木利和、原田一典、田島佳也らによる主に社会経済構造の分析に際して留意されてきた視角である。本研究は、こうした視角に基づき、場所請負証文の史料学的位置づけと、その先に展望される「場所」ごとの差異の分析を展望する立場を取って進められた。

場所請負制度は、幕末にあっては請負人資本の恣意によるアイヌ搾取の元凶と糾弾された。維新後、場所請負制度は封建的桎梏とされ、明治政府によるその廃止はそれからの「開放」と位置づけられた。戦後は反省すべきアイヌ搾取・蔑視・文化否定の直接の原因がそこに求められ、非道な振る舞いの数々を実証的に提示することが歴史学の責務とされた。現在における場所請負制度の理解は、概ねこうした糾弾的位置づけに立脚しているが、そこからはこの枠組みに収まらない多彩な個別事例は排除されがちであった。申請者はこれまで、箱館奉行所文書や場所請負人の経営文書等に抛りながら、こうした枠組みの脱構築を行なってきたが、本研究では場所請負制度の法的根拠となる場所請負証文それ自身を検討することにより、その方面からの構造的な分析を試みた。

以上のような観点から場所請負証文の基礎的研究を行なうことにより、以下のような結果が得られるものと考えた。①場所請負証文の所在に関する情報を悉皆調査することにより、客観的な研究を行なう環境が整えられる。②場所請負証文を可能な限り画像等で収集することにより、客観的な研究を行なう環境が整えられる。③場所請負証文の内容についての分析・検討に着手することにより、近世蝦夷地在地社会の構造的な特質解明への道筋をつけることができる。以上である。

これにより、従来の固定化した場所請負制度像を実証的に捉えなおし、時代的・地域的差異を考慮に入れた、近世日本村落史研究と

同レベルの精緻な近世蝦夷地在地社会像の構築に資する基礎的な情報を得ることに努めることとした。それは同時に、その必要性が求められて久しい、信頼に足るアイヌ史像の構築にも資するであろうと捉えられた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、場所請負証文と呼ばれる文書の基礎的研究を行なうことにより、近世蝦夷地における在地社会構造の分析を進めるのに必要な研究環境を整えることに置かれた。

近世の日本列島にあって、蝦夷地は異なった言語・文化を持った集団相互が恒常的に併存した地域として特殊な位置を占める。近世蝦夷地の研究は、戦前の高倉新一郎著『アイヌ政策史』（日本評論社、1942年）をひとつの頂点とする“北海道史”研究の豊かな蓄積を踏まえ展開された、『松前町史』に代表される1980年代以降の“北方史”研究の潮流が知られる。ただし近世“北方史”研究は、“日本史”の学問領域からは、対外関係ないしは経済史の一領域として位置付けられた嫌いがある。勿論それはそれとして重要な規定ではあったが、蝦夷地それ自身に展開した歴史事象を、当該地域固有の社会構造として捉える視点は、存外希薄だったと言わざるを得ない。

研究代表者はこうした問題意識を踏まえ、これまで“近世蝦夷地在地社会の研究”という視点を提起した上で、西蝦夷地ソウヤ場所モンベツ領、同ヨイチ場所、同フルビラ場所、東蝦夷地子モロ場所シベツ領などを対象とした、在地社会構造の分析を進めてきた。その結果、①アイヌ社会と和人社会とが併存した社会構造の特質、②アイヌ社会の「場所」における雇用・交易の実態、③「場所」にあって成熟する和人社会の実態、などといった点につき、具体的に論じてきたところである。これらはいずれも従来の差別糾弾史観により通説化していた、“アイヌ＝「奴僕」”論や“和人＝非道”論に、いささかなりとも一石を投げ得たのでは、と考える。

こうした研究を進める際に痛感したのは、近世蝦夷地の在地社会構造を決定的に規定した場所請負制度に関する基礎研究の必要性である。場所請負制度とは、徳川将軍家の黒印状を法源とした対蝦夷地交易独占権益を、松前藩主・家臣もしくは幕領期の箱館（松前・蝦夷地）奉行が、運上金と引き換えに商人へ特許する制度を指す。その際の特許状が、場所請負証文である。18世紀前半から明治初頭まで発給され続けた場所請負証文には、請負条項が列記されており、それに基づいて場所請負商人は蝦夷地経営を行なった。その際重要なのは、請負条項には経営条件のほか、アイヌ撫育など蝦夷地の在地社会秩序と密接

に関わる記載が認められる点である。広大な蝦夷地の「場所」は60を超え、地域的差異は大きく、従って各「場所」ごとの請負条件には濃淡が認められる。個別事例研究に止まらない、悉皆的な研究代表者が志したのは、そのためである。研究代表者はこれまでの研究のなかで、箱館奉行所文書や「蝦夷志料」を対象とした史料学的関心に基づく仕事も進めてきたところだが、こうした蓄積も、場所請負証文を基礎的に研究する上で有益と考えた。

振り返ると当該研究は、白山友正の名著『増補松前蝦夷地場所請負制度の研究』(巖南堂、1971年)という百科全書的な財産を有するが、榎森進や田端宏らが『松前町史』等により、「場所」に荘園的性格を認める白山の理論的枠組みを批判して以来、研究の枠組みの見直しが求められてきた。海保嶺夫が松前氏の近世の変貌をそこに見た「兵商分離」論への榎森らの批判も、その延長線上に捉えられる。経済史的観点からは近年、中西聡『近世・近代日本の市場構造：「松前鯡」肥料取引の研究』(東京大学出版会、1998年)が纏められたが、場所請負制度が蝦夷地の社会構造に与えた影響に関する本格的な言及は少ない。研究状況を見渡すと、実証研究に基づく仕事は意外に手薄な状況であることに気づかされるのである。本研究で、場所請負制度の根拠文書である場所請負証文に着目し、その基礎的研究を行なおうとする理由は、ここに存したわけである。

このように、近世蝦夷地の在地社会構造を規定した場所請負制度の根拠証文である場所請負証文それ自身の史料学的研究、すなわち基礎的研究を実施する環境を整えるため、その所在情報を含めた悉皆調査を実施することを目的とした。また、それと併行して、従来意外にすすめられてこなかった史料文言の具体的検討を進めることも目的とした。それにより、地域的差異や時期的変遷の所在が明らかになると考えたからである。

その際、場所請負証文が機能した構造を理解するために、アイヌ民族誌や蝦夷地交易・移民史など、近世蝦夷地在地社会の特質を示す情報を総合的に把握したうえでの検討を心がけることも、念頭に置いた点である。

3. 研究の方法

以下のような方法により研究を進めた。

(1)各地の史料保存機関の目録や自治体史料類を検索し、場所請負証文の所在情報を把握する。

(2)得られた情報に基づき、史料保存機関を訪問し、場所請負証文の画像等による収集をはかる。

(3)収集された場所請負証文の画像を分析し、場所請負証文の史料学的分析ならびに近世蝦夷地在地社会構造の特質に関する基礎的研究を行う。

(4)その際、近年その自立が叫ばれつつあるアイヌ史的視座を意識した叙述を模索する。

4. 研究成果

3-(1)・(2)に関しては、東京・京都・岐阜に所在の場所請負証文の実地調査を実施し、翻刻を行った。また、本研究実施中に研究代表者が北海道大学へ異動したため、同大学附属図書館北方資料室所在の場所請負証文を親しく実地調査する機会に恵まれた。これにより、30件以上の場所請負証文(原本)を調査し、撮影・翻刻・分析することが叶った。これをベースとして、今後さらに収集・分析を進めていきたいと期している。また、調査・収集の過程で、場所請負証文を検討する上で重要と思われる経営帳簿や場所年中行事など周辺史料の収集も進めることができた。その整理・分析にあたっては、本研究の助成により購求したPCを用いさせて頂いた。これについても、今後の研究に活用し得る貴重な成果であった。

さらに、消耗品費により、陸奥国白石城主家臣鈴木重安家文書を購求し、本研究課題に関する史料の保存を図ることが叶った。仮目録の作成は完成し、印刷を計画中である。

3-(3)・(4)に関しては、下記のいくつかの研究論文等を発表することができた。場所請負証文記載の文言の変化が、19世紀を画期に変容すること、維新後の漁場持制に構造的には継続することなどを、確認することができた。また、対アイヌ交易や漁場儀礼など近世蝦夷地在地社会に取り結ばれた諸関係を構造的に規定する法源として、場所請負文言が大きなファクターとなっており、その地理的範囲は19世紀以降のサハリン島へも及ぶこと(5-[学会発表]-①)ならびに5-[雑誌論文]-①)を具体的に考察することができた。さらに、その構造は、アイヌ史的視点からも重要な意義を持つことも改めて確認することができた。

やや具体的に述べると、5-[図書]-③)ならびに5-[学会発表]-④)により、場所請負制度成立以前の状況と、場所請負証文により在地社会構造が規定されてゆく前期(19世紀以前~19世紀前半)と後期(19世紀中葉)との相違を、対アイヌ交易の変化(惣乙名を介した交易から単婚小家族との直接取引の形態への移行)を見通した。本研究で有られた成果を活用したものであり、こうした変化も場所請負証文の文言の変化とパラレルに

検討すべきものであることを示した。

5- [学会発表] -②ならびに 5- [図書] -②では、場所請負証文により規定された在地社会構造の有する複合的な民族構成のうち、アイヌ文化に立脚したと考えられる儀礼を分析するための方法論を考察した。場所請負証文で一貫して規定されるアイヌ撫育文言は、徳川將軍家黒印状にしめされた条項を蝦夷地現地で保障するための重要な文言だが、その遂行は、複雑なファクターを含みこみ、文化的複合状況を示しながら独特の「場所」の秩序を形成した。ただし、和文文献からは、複合する一方の柱であるはずのアイヌ文化的要素を精確に分析することが難しい。その框を超えるための試みが本論文であり、その際には本研究で得られた場所請負証文周辺史料を大いに活用した。5- [図書] -④ならびに 5- [雑誌論文] -②・5- [学会発表] -③は、こうした当該研究の孕む課題について、総体的に整理して提示した成果である。

なお、従来叫ばれつつある「アイヌ史」の自立に関しても、本研究を遂行する過程で折に触れてその可能性につき考えをめぐらせてきた。5- [図書] -①は、その思考の一端を示したものである。場所請負証文の分析は、当然、アイヌ史的視座を欠いて成立するものではない。まだ視座は定まっていないが、「若手研究」の最後の年度に、未熟ながらもこうした研究・思索を経験できたことは幸せであった。本研究で収集した史料や検討した成果とともに、今後の研究活動の糧としていきたいと考える次第である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

①谷本晃久「帳簿の概要とアイヌ交易研究」(『東京大学史料編纂所研究紀要』20、2010年、161～169頁) 査読無

②谷本晃久「近世蝦夷地在地社会と幕府の对外政策—蝦夷地第2次幕領期を中心に—」(『歴史学研究会』833、2007年、84～93頁) 査読有

[学会発表] (計5件)

①谷本晃久「帳簿の概要とアイヌ交易研究」(日本学士院・東京大学史料編纂所主催・日露関係史料をめぐる国際研究集会:19世紀初頭サハリンアイヌとの交易帳簿をめぐる、2009年6月2日、於東京大学東洋文化研究所)

②谷本晃久「知里氏の民族誌研究の可能性—近世蝦夷地漁場儀礼分析への応用の試み—」(北海道大学大学院文学研究科北方教育

研究センター主催・生誕百周年記念シンポジウム 知里真志保:人と学問、2009年2月22日、於北海道大学)

③谷本晃久「近世アイヌ社会史研究の論点—北海道地域史研究の視点から考える—」(第46回北海道高等学校教育研究大会地歴公民部会日本史分科会、2009年1月8日、於北海道札幌東高等学校)

④谷本晃久「場所請負制下のアイヌ交易の姿」(札幌大学ペリフェリア・文化学研究所主催・第4回「アイヌ文化研究の今」シンポジウム「アイヌの交易世界」、2007年10月20日、於札幌大学)

⑤谷本晃久「近世蝦夷地在地社会と幕府の对外政策—蝦夷地第2次幕領期を中心に—」(2007年度歴史学研究会大会近世史部会、2007年6月3日、於東京大学駒場キャンパス)

[図書] (計4件)

①谷本晃久、北海道大学出版会、「アイヌ史」の構築をめぐる(北海道大学アイヌ・先住民研究センター編『アイヌ研究の現在と未来』、2010年、65～70頁)

②谷本晃久、北海道大学出版会、「知里氏の民族誌研究の可能性—近世蝦夷地の漁場儀礼分析への応用の試み—」(北海道大学北方教育研究センター編『知里真志保:人と学問』、2010年、85～114頁)

③谷本晃久、札幌大学ペリフェリア・文化学研究所、「場所請負制下のアイヌ交易の姿」・同「近世アイヌの交易品生産活動」(本田優子編『第4回【アイヌ文化研究の今】シンポジウム&公開講座報告集2007「アイヌの交易世界」』、2008年、25～35・91～108頁)

④谷本晃久・深澤秋人、岩波書店、「蝦夷地と琉球—近世日本の2つの口」(桃木至朗編『海域アジア史研究入門』、2008年、127～140頁)

[その他]

ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

谷本 晃久 (TANIMOTO AKIHISA)

北海道大学・大学院文学研究科・准教授
研究者番号: 20306525

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし